

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第69号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(新潟県事務委任規則の一部改正)

第1条 新潟県事務委任規則(昭和35年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(児童相談所長への委任) 第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。 (1)～(17) (略) (17)の2 児童福祉法第56条第5項の規定により、書類の閲覧等を求めること(同条第1項及び第2項に係るものに限る。) (18) 児童福祉法第57条の3第3項の規定により、報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。 (19) 児童福祉法第57条の4第3項の規定により、文書の閲覧等を求めること。 (20)～(39) (略)	(児童相談所長への委任) 第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。 (1)～(17) (略) (17)の2 児童福祉法第56条第8項の規定により、書類の閲覧等を求めること(同条第1項及び第2項に係るものに限る。) (18) 児童福祉法第57条の3第2項の規定により、報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。 (19) 児童福祉法第57条の4第2項の規定により、文書の閲覧等を求めること。 (20)～(39) (略)

(新潟県児童福祉施設規則の一部改正)

第2条 新潟県児童福祉施設規則(平成15年新潟県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用料の納入) 第6条 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた者の保護者は、市町村が、法第21条の5の7第11項の規定により通所給付決定保護者に代わって、当該通所給付決定保護者に係る法第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費(以下この項において「障害児通所給付費」という。)を支払う場合は、条例第3条第3項の規定により当該障害児通所支援を受けた者が納めなければならない使用料のうち障害児通所給付費を控除した額を県に納入するものとする。 2・3 (略) (退所) 第7条 園長等は、入所者(新星学園において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者又はセンターにおいて法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援若しくは法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。	(使用料の納入) 第6条 法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた者の保護者は、市町村が、法第21条の5の7第11項の規定により通所給付決定保護者に代わって、当該通所給付決定保護者に係る法第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費(以下この項において「障害児通所給付費」という。)を支払う場合は、条例第3条第3項の規定により当該障害児通所支援を受けた者が納めなければならない使用料のうち障害児通所給付費を控除した額を県に納入するものとする。 2・3 (略) (退所) 第7条 園長等は、入所者(新星学園において法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者又はセンターにおいて法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援若しくは法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
2 (略)	2 (略)

(新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数)</p> <p>第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 主として肢体不自由（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2の2第3項</u>に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数)</p> <p>第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 主として肢体不自由（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2第3項</u>に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。